

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町2-3-102
 〒310-0015 梅善ビル2・3階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

本田宗一郎は知っていても藤沢武夫は知らない人も多いでしょう。技術の本田、経営の藤沢と言われたホンダの副社長です。「松明は自分で持て」とは彼の言葉です。どんなに小さい松明でも自分で作った松明をどんなに苦しくとも自分の手で掲げて好きな道を歩んで行く。そのホンダが満を持してF1へ復帰して再び世界一を目指します。F1のルール変更によりターボ、ハイブリッドの技術が、かつてのF1の技術者達により蘇ります。松明は燃え続けています。我が道を行くホンダ。サーキットに響くターボの音が聞きたいものです。

私の書棚より

○慣性、あるいは勢いやノリがあるかどうかで仕事の処理スピードは極端に違ってきます。優先順位を考えているだけでは慣性は働きません。目の前の仕事を片づけているうちにどんどん勢いがついていくのです。
 ○ストライクが来たときにしっかりとバットに当たられるように日ごろから素振りの練習を欠かさない。この素振りが毎日の仕事です。バットをぶらさず振り切ることができれば、チャンスをものにすることができます。
 「お金という人生の呪縛について」
 松本大著 幻冬舎

税務アンテナ

□法人や事業主が、その役員や使用人に支給する出産祝、結婚祝、病気見舞等については、その金額が祝金品、見舞金品などとして社会通念上相当と認められるものであれば給与として課税されません。また、医療費の一部を補助する場合も、特定の役員等に限られるものでない限り、課税されません。なお、業務遂行上生じた傷害で休んだ場合に支給される休業補償金、傷害補償金は、所得税法上、非課税とされています。

□平成26年4月1日から平成29年12月31日までに居住した住宅のローン控除は、借入限度額が4,000万円に増額され、10年間の控除額も最大400万円まで拡充されます。ただし、この改正は、消費税率の引き上げに伴う措置のため、平成25年10月1日前の契約分で、平成26年4月1日以後に引き渡され居住する場合の消費税5%の住宅については、ローン控除も改正前のままになります。つまり、8%か10%の消費税が課税された住宅にしか、ローン控除の拡充は適用されないことになります。

■お詫びと訂正

2月号NO190で中小法人の交際費を年800万円まで全額損金算入することができる記載しましたが、この改正は平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度のみの適用となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

6月の税務スケジュール

ケジユール

10日	○5月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の予定納税額の通知 (休日につき17日)
30日	○4月決算法人の確定申告 ○10月決算法人の中間申告 (予定申告) ○7月、10月、25年1月決算法人の消費税中間申告 (休日につき7月1日)

30日	○6月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき28日)
-----	------------------------------------

今月の贈る言葉『負けても終わりではない。やめたら終わりだ。』 by ニクソン